

個人情報保護に関する基本方針の一部改正案に対する意見	
氏名	プライバシー・タスクフォース
企業名、団体名及び部署名	在日米国商工会議所
職業（←個人の場合にご記入ください。例：自営業、地方公務員）	在日米国商工会議所
連絡先	渉外室 安田美穂 電話番号：03-3433-7358 FAX番号：03-3433-8454 電子メールアドレス： myasuda@accj.or.jp
意見のタイトル(一部改正案の該当箇所を記述する等してください)	6(1)①において、個人情報取扱事業者のプライバシーポリシー（以下「宣言」という。）に「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止等に応じること」という点に考慮した記述を盛り込むことが重要であるとされている点について
意見の内容	<p>確かに事業者は、可能な範囲で保有個人データの利用停止の求めに応じるべきであるが、求めに応じることが不可能な場合もあることを改正基本方針上明らかにすべきである。例として、関係法令の遵守や、法的申立てや紛争に対する防御、あるいは個人から出されるダイレクトメール送付停止等の求めに応じるために、個人データを引き続き利用する必要がある場合が挙げられる。また、データの利用や処理の停止といっても、必ずしもその破棄または削除と同義ではないことも明らかにしなければならない。データの保持・保存の要件と、データの利用や処理の停止の要件とは別個のものとするべきであろう。</p>
意見内容の理由	<p>本人からの個人データの利用または処理の停止の求めに応じることが事業者にとって不可能な場合もある。例えば、事業者には、法令の遵守や、法的申立てもしくは紛争に対する防御のために、個人データの利用を継続する必要がある場合がある。雇用関係では、従業員報酬の年間支出予定額を知る目的や、あるいは販売手数料の計算、個々の営業担当者の獲得顧客の把握のために売上を確認する目的で、従業員の個人データを処理する必要がある場合もある。顧客データに関しては、製品やサービスに対する保証向上のため、連絡禁止顧客リストあるいはダイレクトマーケティング・サプレッション・リストの管理のため、または事業者被害を与えようとした、もしくはウェブサイトの利用規約に違反した個人の追跡のためなどの目的により、個人データの処理を必要とする場合がある。</p>

したがって、事業者は、その宣言で「可能な範囲」または「実行可能な範囲」でそのような求めに応じる旨述べることができるものとすべきである。また、データの利用や処理の停止はその保持や保存とは異なる問題であることに留意すべきである。事業者に対して本人から個人データの利用または処理の停止の求めがあったからといって、常に当該データを削除または破棄しうる、またはすべきものとは限らない。コンピュータのデータを完全に破棄または削除することはほとんど不可能である反面、データの利用を控える、またはデータを移動させて営業に使用できない状態にすることは可能である。例えば、データは、多くの場合サイト外に保管されるバックアップ用メディアにほぼ常に保存される。データのシャドウコピーもコンピューターのシステム上に存在しうる。よって、データの利用を控えるか、データを移動させて営業に使用できない状態にするか、または可能な範囲でデータを削除すべきである。

更に、データの利用または処理を完全に停止できないのと同じ理由から、事業者は、データを削除することができない場合もある。すなわち、関係法令違反に問われる可能性がある場合（たとえば、あらかじめ定められた一定期間、会社運営情報を保存することが法律上求められている場合等）や、将来起こりうる請求や紛争に対する防御を困難にする可能性がある場合等である。プライバシー保護の観点からは、個人データを削除するよりも、住所などの情報をサプレッションしたり、ブロックする方が適切な場合もある。たとえば、ある顧客または潜在的顧客からダイレクトメールの送付を停止してほしい旨の要望があった場合、アドレスをサプレッションあるいはブロックする方法でその求めに応じた場合は、将来新たにメーリングリストを取得した場合であっても、その中に既にブロックされた住所が含まれているか否かを確認し、ダイレクトメールの送付リストから除外することができるのである。

個人情報保護に関する基本方針の一部改正案に対する意見	
氏名	プライバシー・タスクフォース
企業名、団体名及び部署名	在日米国商工会議所
職業（←個人の場合にご記入ください。例：自営業、地方公務員）	在日米国商工会議所
連絡先	渉外室 安田美穂 電話番号：03-3433-7358 FAX番号：03-3433-8454 電子メールアドレス：myasuda@accj.or.jp
意見のタイトル(一部改正案の該当箇所を記述する等してください)	6(1)①において、個人情報取扱事業者のプライバシーポリシー（以下「宣言」という。）に「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること」という点に考慮した記述を盛り込むことが重要であるとされている点について
意見の内容	基本方針は、事業者に対し、委託状況、委託業務の内容、または委託先に提供した個人データの種類に関し、詳細な開示義務を負わせるべきではない。宣言において、事業者の委託実務に関し一般的に記載することで足りるとすべきである。
意見内容の理由	宣言や通知を過度に詳細にすることでプライバシー保護の強化が図れるわけではない。むしろ、個人にとっては不要な情報が負担となり、そのような宣言や通知はアクセスしにくく、かつ読みづらいものになってしまう。一般的に顧客が好むのは、質問受付用の連絡先が記載されている簡潔なものである。複雑かつ負担の大きい開示要件を課したとしても、プライバシーという観点からいって利益はないに等しい。また、特に大会社は、広範囲にわたる事務をかなりの数の、それも日々流動する委託先に委託している場合があり、委託先が代わる度に宣言を修正しなければならなくなってしまう。これは事業者にとって不必要かつ不合理な負担を課すものである。このような詳細な開示要件は、OECDガイドラインおよびEU指令よりも厳しい基準を事業者に課すものとなっている。

個人情報保護に関する基本方針の一部改正案に対する意見	
氏名	
プライバシー・タスクフォース	
企業名、団体名及び部署名	
在日米国商工会議所	
職業（←個人の場合にご記入ください。例：自営業、地方公務員）	
在日米国商工会議所	
連絡先	
渉外室 安田美穂 電話番号：03-3433-7358 FAX番号：03-3433-8454 電子メールアドレス：myasuda@acej.or.jp	
意見のタイトル(一部改正案の該当箇所を記述する等してください)	
6(1)①において、個人情報取扱事業者のプライバシーポリシー（以下「宣言」という。）に「事業者がその事業内容を勘案し、顧客の種類ごとに利用目的を限定して示す等、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること」という点に考慮した記述を盛り込むことが重要であるとされている点について	
意見の内容	
基本方針は、顧客の種類ごとに利用目的を徹底的に詳細に開示することを事業者に義務づけるべきではない。宣言には顧客の種類ごとに個別の利用目的を明記するのではなく、顧客の種類、利用目的の種類及びこれに関連する目的を述べることで足りるとするべきである。	
意見内容の理由	
確かに、利用目的は可能な場合は常に、具体的かつ分かりやすい言葉で合理的な程度に特定して記述しなければならないが、可能性のある全ての利用方法を記載しなければならないとすると、宣言または通知は過度に詳細かつ長文になり、個人にとってアクセスしづらく、読みにくいものになってしまう。また、これらの宣言は、特にいくつもの事業分野にまたがって営業活動を行い、顧客層の厚い大会社においては、極めて負担の大きいものとなる。一般的に顧客が好むのは、質問受付用の連絡先が記載されている簡潔な宣言または通知である。複雑かつ負担の大きい開示要件を課したとしても、プライバシー保護という観点からいって利益はないに等しい。加えて、この詳細な開示要件は、OECDガイドラインおよびEU指令よりも大幅に厳しい基準を事業者に課すものである。例えば、EU指令においては、「特定の明確な（中略）目的」のために情報を収集しなければならないとされているが、本人に対して負う通知義務は、情報の処理目的についてのみである。実務上は、利用目的を個別に逐一通知するのではなく、定期的に利用目的の例が通知されている。したがって、日本法上の義務を充足する上ではこの方法で十分なはずである。	

個人情報保護に関する基本方針の一部改正案に対する意見	
氏名	
プライバシー・タスクフォース	
企業名、団体名及び部署名	
在日米国商工会議所	
職業（←個人の場合にご記入ください。例：自営業、地方公務員）	
在日米国商工会議所	
連絡先	
渉外室 安田美穂 電話番号：03-3433-7358 FAX番号：03-3433-8454 電子メールアドレス：myasuda@accj.or.jp	
意見のタイトル(一部改正案の該当箇所を記述する等してください)	
6(1)①において、個人情報取扱事業者のプライバシーポリシー（以下「宣言」という。）に「取得元、取得源の種類や取得経緯等、個人情報の取得方法を、あらかじめ、可能な限り具体的に明記すること」という点に考慮した記述を盛り込むことが重要であるとされている点について	
意見の内容	
事業者は、一般的な表現でデータ収集方法（情報の取得元の種類および取得した情報の種類等を含む）を宣言に記述すべきである。しかしながら、既に述べたとおり、基本方針は、事業者に対して過度に詳細な開示要件を課すべきではない。	
意見内容の理由	
事業者は、宣言に十分に詳細な情報を記載し、個人がそのデータ収集方法を了知できるようにすべきではあるものの、個々のデータの取得元または個々のデータの種類を特定して開示する必要はないはずである。 個人情報保護法の第23条では、事業者が個人データを第三者に提供する場合に原則予め本人の同意が必要であることを定めており、この法に顕れているとおり、個人情報の提供を受けた側ではなく、提供した側によって、予め通知がなされたものとして政策的判断が既になされているのである。提供を受けた側に取得元についての通知を求めるのは、不要な通知が二重になされるという事態を招く。また、特に日々刻々と変化する状況下で複数の取得元から個人情報を取得している大会社にとっては、結果として頻繁に詳細にわたるこのような通知を用意するのは容易ではなく、大きな負担となる。 既に述べたとおり、過度に詳細かつ長文な宣言または通知は、個人にとってはアクセスしにくく、かつ読みづらいものになってしまう。消費者が一般に好むのは、質問受付用の連絡先が記載された簡潔な宣言または通知である。複雑かつ負担の大きい開示要件を課したとしても、プライバシー保護という観点から見た利益はないに等しい。また、この要件は、OECDガイドラインおよびEU指令よりも大幅に厳しい基準を課すものである。	